

PTA 会員の皆さん

平成 29 年 5 月 15 日
大阪市立大淀中学校
PTA 会長 公文 一裕

PTA 会費徴収期間変更について

新緑の候、皆さま方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申しあげます。平素は PTA 活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、現在大淀中学校 PTA では PTA 会費として現在年額 6,000 円 (10ヶ月分…月額 600 円) を皆様からお預かりし、予算案に基づいて運用しております。規約では徴収期間は 10 ヶ月分となっておりますが、PTA 活動は長期休暇期間中にも行われていることや、転出入時の返金精算の煩雑さなどを踏まえ、このたび PTA 規約を見直すこととなり、以下の通り徴収期間を変更したいと考えております。

つきましては、次年度(平成 30 年度)より PTA 会費徴収期間を変更することを提案し、今年度の予算総会において審議を諮りたいと思います。

皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解のうえ、ぜひ予算総会にご参加くださいますようよろしくお願いいたします。

記

1. 審議内容 会費徴収期間の変更について
現行 1ヶ月 600 円 × 10ヶ月から 12ヶ月に変更
2. 適用予定期 期 平成 30 年度より
3. 審議 平成 29 年 5 月 22 日 16 時より 予算総会において
(場所: 大淀中学校 多目的室)

以上